

別表第1(第3条及び第4条第2項関係)

主催者	催 事 内 容	使用料の負担額	
機構	機構の式典・会合等 ※機構の定例的な行事のうち事務局が経費を負担する行事(入学式, 卒業式等), 機構の業務上必要な会合等(役員会, 事務担当者連絡会議・講習会等)	徴収なし	
機構学内の組織, 機構学内者, 機構に関する団体	部局の式典・会合等 ※機構の定例的な行事のうち部局が経費を負担する行事(附属学校入学式等), 部局の業務上必要な会合等(教授会, 新入生ガイダンス等)	徴収なし	
	部局が主催し, 当該部局教授会等の議を経た研究会, 研究集会等	徴収なし	
	学生の課外活動	参加者が機構学内者のみ又は機構が幹事校の場合 本部学生生活委員会において認定されたもの	徴収なし
		参加者に機構学外者を含むもの	別表第2における「光熱水料相当額金額表」の定めるところによる。
		参加者が機構学内者のみ	別表第2における「光熱水料相当額金額表」の定めるところによる。
		参加者に機構学外者を含むもの	別表第2における「標準料金表」の定めるところによる。
	機構の教職員・学生が開催する研究会, 研究集会等	主催者の所属する部局教授会等の議を経た機構の活動であることが明示された研究会, 研究集会等 上記以外の場合	別表第2における「光熱水料相当額金額表」の定めるところによる。 別表第2における「標準料金表」の定めるところによる。
機構に関係する後援会, OB会等が主催の機構に関係する行事等で当該部局教授会等の議を経たもの		別表第2における「光熱水料相当額金額表」の定めるところによる。	
その他機構学外の団体	国・地方公共団体, 国立大学法人等の機関が主催する会合	機構又は部局が共催する場合	徴収なし
		機構又は部局が協賛・後援する場合	別表第2における「光熱水料相当額金額表」の定めるところによる。
		初等中等教育諸学校の行事	別表第2における「光熱水料相当額金額表」の定めるところによる。
		それ以外の場合	別表第2における「標準料金表」に定める額の50%
	学会・学術団体等の主催する講演会, 研究会, 公演会等に使用する場合で, 関係部局の部局教授会等の議を経た場合	機構又は部局が共催する場合	徴収なし
		機構又は部局が協賛・後援する場合	別表第2における「光熱水料相当額金額表」の定めるところによる。
		開催責任者が機構学内者の場合	別表第2における「光熱水料相当額金額表」の定めるところによる。
		それ以外の場合	別表第2における「標準料金表」に定める額の50%
その他機構学外者が主催する会合等で機構長が相当と認めた場合		役員会の議を経て機構長が決定した額	

(注)

- 1 共催, 協賛及び後援の場合にあつては, パンフレット等に機構の名称・学章, 豊田講堂のロゴ等を記載するものとする。
- 2 共催に当たっては, 機構又は部局が明らかに主体性を持つものに限る。